

# 『うつほ物語』 相撲節の虚構

—左大将家での準備の場面を中心に—

松野 彩

## 一 序

『うつほ物語』の成立は十世紀末、作者は未詳だが、漢学に詳しい男性官人であると推定されている。その理由の一つとして、男性の関心が高い行事についての記述が多いことがあげられる。中でも相撲節<sup>(1)</sup>—七月に近衛府主催で行われ、左近衛府・右近衛府に分かれて勝負を競う行事—は、『うつほ物語』では大きく取り上げられているが<sup>(2)</sup>、対照的に女流文学にほとんど描かれていないという点で注目される。

平安時代の女流文学作品で実際に相撲の様子が描かれているのは以下の『栄花物語』のみである。

相撲なども、<sup>(3)</sup>清涼殿にて中宮は御覽す。<sup>(4)</sup>儀式有様さる方に見所あり。<sup>(5)</sup>裸なる姿どもの並み立ちたるぞ、うとま

しかりける。<sup>(6)</sup>御前に堤(=土俵)かきて、月日の山(=相撲司の標所)などありけり。女房誰にか、

浪の上池の堤は高くとも月日にいかで近くなるらん

と詠みけり。<sup>(7)</sup>皇后宮は東なる屋にて御覽す。

〔『栄花物語』 卷第三十六・根あはせ 3三七二—三七三頁〕

天喜二年(一〇五四)、里内裏としていた四条宮の清涼殿で相撲が行われ、「中宮」(皇子内親王)、「皇后宮」(藤原寛子)が観覧している(傍線部ア・オ)。「栄花物語」は儀式や取り組みの様子はそのなりに見所があると言い(傍線部イ)、清涼殿の庭に土俵や相撲司の標所<sup>(4)</sup>が設けられたことなどを記しているが(傍線部エ)、一方で相撲人の裸体が並んでいるさまを「うとまし」と不快に感じている(傍線部ウ)。

また、『枕草子』の相撲に関する唯一の記述では、言葉が乱暴

なものの例として相撲人をあげている（傍線部カ・キ）。

（カ）ことばなめげなるもの 宮のべの祭文よむ人。舟漕ぐ者ども。雷鳴の陣の舍人。（キ）相撲。

〔枕草子〕「ことばなめげなるもの」三七三頁）平安中期の女流文学作品で「相撲」の用例は、他に『蜻蛉日記』に四例、『源氏物語』に二例あるが、以下の『蜻蛉日記』の記述からうかがえるように、近衛府大将の正妻でもない限り、女性たちの相撲に対する関心は高くなかったと考えられる。

（ク）相撲の還饗かえりあひなどものしるをば、よそに聞く。

〔蜻蛉日記〕下巻 三〇五頁）

還饗は勝った方の大将が自邸で催す饗宴のことで、大将は正妻とともに采配を振るうが、『蜻蛉日記』の作者は、大将の妻とはいっても正妻ではなかったので、夫が自邸で催す還饗を他人事として聞くような状況であったとしている（傍線部ク）。

一方、男性官人たちにとつて、近衛府主催で華やかに行われる相撲節は一大関心事であった。当時の公卿の日記や『うつほ物語』には、準備から還饗までの様子が詳しく描かれている。<sup>55</sup>

しかし、実際に『うつほ物語』の相撲節に関わる描写を見ると、史実に忠実な部分もあるが、現存する史料には見られない設定も見られる。その一例として、本稿では、第十一巻「内侍のかみ」で相撲の準備期間を描いた部分に注目し、第一に左大将の屋敷に

相撲人たちが集められていること、第二に左大将が自邸で椅子6を使用してることが史料に照らし合わせると虚構であり、その虚構によって左大将源正頼（『うつほ物語』の主要登場人物の一人、第一部の女主人公とも言われる「あて宮」の父）の相撲節に対する熱意が表現されていることを指摘する。さらに、左右大将家の相撲節準備の場面の描かれ方の違いを比較し、相撲の当日に「賄7ひ」（食事の給仕役）を務める女御の衣裳を用意するという描写も含め、左大将側の準備について三点の虚構が用いられることによつて、左大将家の相撲節に対する熱意が強調されていることを考察する。

## 二 正頼邸の相撲人

問題の場面は、「内侍のかみ」巻の相撲節の準備期間に左大将正頼邸に相撲人が集められている部分で（傍線部ケ）、正頼は簀子8に出て直接相撲人たちに声をかけて（傍線部コ）、当日の取り組みの順番を指示し、政所から物品を取り出して与え（傍線部カ）、相撲人たちの士気を高めるように努めている。

かかるほどに、（ケ）左大将殿（＝正頼邸）に、左の相撲いと多く参れり。（コ）おとど（＝正頼）椅子立てて、簀子におはしましてのたまふ。（カ）正頼↓相撲人「今年右大将殿（＝藤原兼雅）」

も、『例よりは心殊に、今年の相撲仕うまつらすべきことなり』などのたまふを、常よりもいたはりて候へ。並則（＝左方の相撲人）、かく参上りたれば、例よりまさると覚ゆる年なり。右大将殿も、『並則まうで来たるを』となむのたまふことしありし。（兼雅↓正頼）『あなたの下野の最手、先に並則に会ひたりし行経（＝右方の相撲人）まうで来ず。さりともし必ずまうで来らむ』となむのたまひし。さらでも右には、いとこともなき相撲どもあまたあめり。あやしく例の左右のとあるにきしろひて、ことごとしきことあるを、（サ）一には占手、果ての番に出で来なむよからむ』などのたまひて、物いといかめしう、政所より調じて賜ふ。

（『うつほ物語』内侍のかみ 2一八八―一八九頁）  
しかし、大日方克己氏（6）によると、相撲節のために各地から都に集められた相撲人は、大内裏内の左右近衛府で「内取（9）」（予行演習）を繰り返して、当日に備えていたということである。また、一条朝までの史実を調査したところ、相撲の「内取」を監督するために近衛府の官人が宮中に参内していることは記されているが、『貞信公記』『九曆』『御堂関白記』『小右記』などの大将経験者の日記には、自邸に相撲人を集めて物を与えたり、指示を出したりしている様子は見られない。したがって、当該場面で左大将正頼が自邸に相撲人たちを集めているのは虚構で、その虚構によって、

正頼がいかにかに相撲節に力を注いでいるかが表現されていると言える。

### 三 椅子の使用状況

次に、左大将正頼が自邸で椅子を使用していることを検討する。問題の箇所は前掲の引用の傍線部コ「おとど（＝左大将正頼）椅子立てて、簀子におはしましてのたまふ」である。（11）この部分に注を付けているのは〈岩波大系〉〈新全集〉のみで、両注釈書は椅子の説明とそれが簀子に置かれていることを注記し、〈新全集〉は「左大将として威儀を整え、配下の相撲人を観閲する体である」としている。しかし、そもそも左大将が自邸で椅子を使用しているのは当時の実態と異なるのではないだろうか。そこで、椅子がどのような場所で誰に使用されていたかを、（1）大内裏内での使用、（2）貴族の私邸での使用、に分けて確認し、正頼が椅子を使用している意味を考えることにする。

#### （1）大内裏内での使用

大内裏内での椅子の使用について、『延喜式』（12）には次のように規定されている。

凡（シ）御座（＝天皇の座）者……紫宸殿設「黒柿木椅子」。

・ 凡設座者。<sup>(ス)</sup> 皇太子……白木椅子。<sup>(敷錦褥)</sup> 殿上并行幸並通用。

・ 凡<sup>(セ)</sup> 廳座者。親王及中納言已上椅子。五位已上漆床子。自余白木床子。<sup>(延喜式「掃部寮」)</sup>

これによると、椅子を使用できるのは、天皇、皇太子、親王、臣下では中納言以上で（傍線部シ）七）、椅子は権威の象徴として位置づけられている。なお、親王・臣下の場合は「廳座」（傍線部セ）、つまり太政官庁で椅子に着席すると記載されているが、平安中期の例を見ると、外記序など大内裏内の他の場所でも設置されている。

① 新大納言（恒佐）、爲欲<sup>(レ)</sup>着座<sup>(一)</sup>、外記立<sup>(二)</sup>椅子<sup>(一)</sup>也、<sup>(タ)</sup>而依<sup>(三)</sup>降雨<sup>(一)</sup>不着<sup>(二)</sup>新作椅子<sup>(一)</sup>也、

〔貞信公記〕逸文・承平三年「九三三」五月三日条  
これは藤原恒佐が大納言に着任した時のことを記した部分で、公卿は着任時に「着座」という太政官庁・外記序に設けられた自身の椅子に着座する儀式を行うが、ここでは外記序に椅子を立てたとある（傍線部ソ）。

また、次の『吏部王記』の例では、玄輝門の西や、職御曹司などで行われた二宮大饗の際に、親王・公卿（中納言以上）のために椅子が設置されている（傍線部チ）。

二日、<sup>(チ)</sup>中宮饗設<sup>(二)</sup>玄輝門西<sup>(一)</sup>、東宮設<sup>(二)</sup>職御曹司<sup>(一)</sup>、親王南面、

公卿北面、設<sup>(三)</sup>椅子<sup>(一)</sup>、唯參議用<sup>(二)</sup>兀子<sup>(一)</sup>、南北面、<sup>(設長押上王公座、後屏風上張軟障)</sup>、四位五位用<sup>(二)</sup>長床子<sup>(一)</sup>、<sup>(四位南長押下、五位西長押下、二重)</sup>設<sup>(二)</sup>樂人平張於南庭<sup>(一)</sup>云々、<sup>(吏部王記「延長三年「九二五」一月二日条)</sup>

これらの例のように、正頼は大将兼大納言であるから、場合によつては大内裏内で椅子に座することもある。しかし、平安中期の相撲節に関する記録を見ると、準備も含めて近衛大将が椅子を使用した例は見られない。

## ② 貴族の私邸での使用

続いて、貴族の私邸での使用状況だが、小泉和子氏は次のように指摘している。

貴族住宅では、たとえ撰閥家のようなところでも椅子や座具は使っていないかたと思えられる。もし使ったとすれば何らかの痕跡があるはずであるが、まったくない。

このことを確認するために、平安中期の古記録・仮名文学作品<sup>(18)</sup>において貴族の私邸での椅子の設置例を見たところ、①后、②天皇・上皇（待遇）のために設置している例は、以下にあげる例をはじめとして多数あった。しかし、臣下のために椅子が設置された例は、③天皇の勅使を迎える時のみであった。

①后

皇妃は后に冊立まくりつされることが決まると、宮中を退出し、里邸ほんぐうで本宮の儀を行った後、改めて宮中に参内するが、以下の例はその里邸での儀式の様子で、后が椅子に座っていることが確認される(傍線部ツ)。

(四条殿の)入レ自二中門一、於二西对巽邊一拜礼、……(ツ)皇后(＝藤原遵子)理髮、白御(衣)白簪着；給白装束、着；給椅子二云々、一『小右記』天元五年「九八二」三月十一日条)

②天皇・上皇(待遇)

次の例は土御門殿に一条天皇の行幸を迎えるための設営の様子で、寝殿の南面の階きざしの前に椅子が立てられている(傍線部テ)。

(依)行幸、御装束寝殿、(テ)(上)御在所南御簾上二五間一、當階間一立御椅子一、

『御堂関白記』寛弘三年「一〇〇六」九月二十一日条

また、『うつほ物語』や『源氏物語』では、上皇(待遇)のために椅子が設置されている。

・寝殿に、(ト)二ところ(＝嵯峨院、朱雀院の二人)おはしますべくして、御簾の帽額には、大紋の錦をせさせたまふ。高く巻き上げて、御浜床に蒔絵して、(テ)椅子にも、紫檀のを造らせたまひて、黄金の筋やり、螺鈿摺りたる、玉入れたる、

おほかたの所の面白きよりも、御しつらひいとめでたし。

・『うつほ物語』楼の上・下 3五六七～五六八頁  
母屋分けて、(嵯峨院、朱雀院それぞれのために)二つにしつらへて、(三)椅子立てり。(同 3五六頁)

・(紫の上は)(ヌ)二条院にて、その御設けはせさせたまふ。……寝殿の放出を例のしつらひて、(ネ)螺鈿の椅子立てたり。

『源氏物語』若菜・下 4九三～九四頁

『うつほ物語』では、嵯峨院・朱雀院の二人の上皇を京極邸に迎える時に(傍線部ト～ニ)、『源氏物語』では、准太上天皇という地位(上皇待遇)の光源氏の四十賀に際して、光源氏が着座するための椅子が二条院に設置されている(傍線部ヌ・ネ)。

③天皇の勅使

さらに、次の『小右記』の例からは、勅使が貴族の私邸を来訪した際には、椅子を設置するものであったことがわかる。

昨日、頭中將上表今日有勅答、遺少納言(藤原)時方、(前例遺少將、如何)彼家設座、給禄如例、但不立椅子、無拜礼、是貞信公(藤原忠平)御時例、具在故殿(藤原実頼)御記、

『小右記』永祚元年「九八九」十二月十五日条

これは藤原公任が前日に上表していた父頼忠の封国返上の件について、帝からの返事を少納言藤原時方が公任の家に伝えに行つた時のものである。帝からの「勅答」を携えてきた使者のために、通常であれば椅子を設置するが、この時は設置しなかつたとある（傍線部）。

したがって、平安中期において、貴族の私邸に椅子を設置するのは、①后、②天皇及び上皇と上皇待遇、臣下では③の勅使を迎える時のみで、『うつほ物語』において、大将の正頼が自邸内に椅子を設置して、相撲人の前で訓示を与えている状況は、当時の実態とは異なる。そして、そのような史実と異なる設定は、大将としての立場以上に、椅子を設置するような天皇、あるいは天皇の命を受けた勅使のような強い権威をもつて相撲人たちに接し、この相撲節において自身の所属する左近衛府方を勝利に導こうとする正頼の強い意気込みを表している。

#### 四 左右大将家の描かれ方の相違

第二節・三節では、「内侍のかみ」巻の相撲節の準備部分について史実には見られない描写があることを史料をもとに指摘したが、それらの描写も含めて、物語中では左右近衛大将がともに相撲節に熱意を傾けている様子が描かれている（傍線部ハーフ）。

〔われもわれも劣らじ〕と思はず。

（『うつほ物語』内侍のかみ 2一七九頁）

〔大將たちはわれもわれも劣らじとなむ思しける。〕

（同 2一九〇頁）

〔その日ころは、左、右近衛大将、中、少將、ただこの頃相撲のことをのみ、他の御心なく、日の近くなるままに、いそぎて日々に参りたまふ。そのこと定められなれどす。〕

（同 2一九二頁）

しかし、左大将家、右大将家それぞれが相撲節の準備をしている部分を比較すると、重点の置き方が異なっている。右大将家では、節会当日に向けて準備をしている様子も記されるが、還饗の準備の方に重点が置かれている。以下の場面は前掲の引用の傍線部ケゝサの後に位置する部分である。

かくて、〔右大将殿も、〕論なう、今年の相撲は勝たむ方に、やがて次將たちなどいませることありなむを、さる心掛けせむ。来ぬまでもしか思ひたらむに、負くるにてもなんでふことかあらむとする。にはかにて悪しかりなむ。なほ心とどめてしたまへや。かづけ物など多く設けたまへ」と、北の方に聞こえたまふ。政所などに、かくのごとく祿ども限りなく、清げなる打敷などのことども設けさせたまへり。「左近中将<sup>19</sup>たち、はた勝ち負けせむほどの楽仕うまつらせむ。こと勝つ

ものならば、その遊び人ども、相撲人どもは選び定めてむ」  
とのたまひて、「<sup>(五)</sup>いかで饗を清らにせむ。何ごともめづら  
かにせむ」とて、……<sup>(六)</sup>その相撲の節の日奉りて参りたま  
ふべき御装束ども、大将のおとどのも、仲忠の中將のために  
も、限りなく清らにせさせたまふ。北の方、絹、綾、ふさに  
取う出調ぜたてまつりたまふ。(同 2一八九―一九〇頁)

右大将藤原兼雅の邸では、相撲節当日に兼雅と息子の仲忠が着  
用する衣裳として、この上なく綺麗なものを用意させているが(傍  
線部マ)、傍線部へから傍線部ホにかけて、還饗をなんとかして  
華麗でめつたにないものにしなると語っており、相撲節当日より  
も還饗を熱心に準備している様子を中心に描いている。<sup>(七)</sup>なお、左  
大将家の準備の場面とは異なり、この部分に史実に反する描写は  
認められない。

一方、左大将家では、還饗の準備について「同じごとこの相撲  
のことを定めらるるに」(同 一九〇頁)とあるだけである。む  
しろ、第二節・三節で述べたように、相撲節の当日の準備に熱心  
である様子が描かれている。その準備にかかわる場面の中で、も  
う一点注目すべきこととして、正頼が皇妃である娘たちが当日に  
着用する衣裳を準備する際に、「論なく」「賄ひ」を務めると言っ  
ていることがあげられる(傍線部ミ)。

<sup>(三)</sup>かくて、宮おとど、国々より参れる絹御覧して、「相撲

の節の仁寿殿、藤壺の御装束、いかで清らにしてたてまつら  
む」。おとど、「論なく、御賄ひにもこそあたりたまへ。さる  
は心してよくせられたらむぞよからむ」。「御裳などは摺らせ  
たり。唐の御衣どもぞまだせぬ」などのたまはせ、またおと  
どその日奉るべき御衣のこと。(同 2一九二頁)

「内侍のかみ」巻で実際に「賄ひ」を務めるのは、ここで名前  
の挙がっている二人の娘のうち、仁寿殿の女御だが、節会におい  
て女御が「賄ひ」を務めること自体が虚構であるからである。こ  
の点については、すでに拙稿<sup>(四)</sup>で詳しく述べているが、「賄ひ」は「陪  
膳」とも表記され、平安時代の仮名文学・古記録・有職故実書な  
どを調査すると、節会や行幸などの特別な儀式の際に、女性が「賄  
ひ(陪膳)」を務める例は、典侍・掌侍・御匣殿・命婦・采女・  
主上付きの乳母など女官・女房で、皇妃である女御が務める例は  
見出されない。また、相撲節の陪膳に限定して見ると、『江家次第』  
に次のように記されている。

東宮参者亮陪膳、執柄陪從<sup>辨カ</sup>五位藏人奉<sup>レ</sup>之、……藏人之外  
不<sup>レ</sup>役<sup>二</sup>供<sup>一</sup>之、太子御料用<sup>二</sup>折櫃<sup>六</sup>前<sup>一</sup>、(亮兼昇殿者陪膳)、  
執柄御料衝重二前<sup>(五)</sup>五位藏人陪膳、若春宮参上時用<sup>二</sup>兼昇  
殿者<sup>一</sup>、(江家次第「相撲召合」)

天皇に対しては五位の藏人が、春宮に対しては春宮の昇殿を許  
された者が陪膳を務めるとある(傍線部ム)。この他に、『御堂関

白記』『後二条師通記』『中右記』などに例があるが、すべて男性が務めている。つまり、相撲節の「賄ひ（陪膳）」は男性が務めるものであり、女性、まして女御がその役割を務めたとは考えられない。女御が「賄ひ」を務めるといふ設定は虚構であると言える。したがって、相撲節の準備の場面では、相撲人を自邸に集めて指示・給祿、椅子、女御の「賄ひ」と三点の虚構が見られることになる。

以上、左右大将家の相撲節準備の様子を見てきたが、還饗に重点を置く右大将家と、節会当日に重点を置く左大将家のように描き分けがなされており、結局、当日の準備に熱意を傾けている左大将側が勝利する展開へとつながっていく。『うつほ物語』は行事やその準備について物事を羅列的に述べているという評価を受けることが多いが、この相撲節の準備に関しては、左大将側が相撲の勝負においても趣向においても勝利することを予感させるように節会当日に向けて熱心に準備する様子が描かれ、その熱心さを際だてるように、史実には忠実ではない描写が三点も用いられていると考えられる。

## 五 結び

「内侍のかみ」巻は、相撲の準備から当日までの様子が詳細に描かれ、それがまるで当時の実態であるかのように現代の読者を錯覚させる。しかし、史料と照らし合わせると、史実とは異なる部分があり、本稿では、相撲節の準備の様子に注目して、大将の屋敷に相撲人たちが集められていること、また、その場面において大将が椅子を使用していることが虚構であることを確認した。そして、それらに女御が「賄ひ」を務めるといふ描写をあわせた三点の虚構で、左大将正頼がいかに相撲節に熱意を傾けているかが強調されていることを指摘した。

このように、史料と比較し、史実に忠実な表現であるかを識別することは、作者や当時の読者により近い位置で物語表現を読み解くことへつながっていくと考えられる。『うつほ物語』に描かれた相撲節の儀式次第についても、さらなる検討が必要であり、今後この問題に取り組んでいきたいと考えている。

\*本文の引用は、仮名文学作品は新編日本古典文学全集によった。〈新全集〉と略す。引用文には傍線や注記を施し、読点を補った。「」内には発話者・手紙の書き手などを記し、↓の後に会話の

聞き手・手紙の読み手を記した。漢文を引用する際には、傍書は（ ）、割注は（ ）で示し、返り点を施した。

\*『うつほ物語』の注釈書は、〈新全集〉のほか以下の八本を参照し、略称に（ ）をつけた形で提示した。

- ・〈国文叢書〉…鎌田正憲『宇津保物語』校注国文叢書（博文館、一九一五年）
- ・〈校註大系〉…石川佐久太郎『宇津保物語』校註日本文学大系（国民図書株式会社、一九二七年）
- ・〈有朋堂文庫〉…武笠三『宇津保物語』有朋堂文庫（有朋堂書店、一九二八年）
- ・〈朝日全書〉…宮田和二郎『宇津保物語』日本古典全書（朝日新聞社、一九五一～一九五七年）
- ・〈岩波大系〉…河野多麻『宇津保物語』日本古典文学大系（岩波書店、一九五九～一九六二年）
- ・〈角川文庫〉…原田芳起『宇津保物語』角川文庫（角川書店、一九六九～一九七〇年）
- ・〈校注古典叢書〉…野口元大『うつほ物語』校注古典叢書（明治書院、一九六九～一九九九年）
- ・〈おうふう〉…室城秀之校注『うつほ物語』全 改訂版（おうふう、二〇〇一年）

## 〔注〕

(1) 平安時代初頭、相撲は七夕節会（七月七日）の中で行われていたが、平安中期には七夕と分離し、七月下旬に近衛府の主催で行われようになっていた。そのため、厳密に言うところの節会とは言えないのだが、『うつほ物語』の中では「節会」と位置づけていることから（傍線部 a）、本稿では相撲節と表記する。

〔朱雀帝〕<sup>(1)</sup> 今日（＝相撲節）なむ例の節会に似ず、ものの興思ほゆる日になむあるを、今日累代の例になりぬべかめり。思ふやう、今少しめづらしからむことしつけて、同じくは例にせむ。なほ今日の相撲のこと、よにまたあるまじく古事にせむとなむ思ふ。

(2) 『うつほ物語』内侍のかみ 2二〇五～二〇六頁）作者が男性の作品では、平安後期成立の『天鏡』に「相撲」の用例が四例ある。『天鏡』には儀式次第などは描かれていないが、「道長（雑々物語）」には、有名な琵琶の名人が玄上（宮中に代々伝わる宝物の琵琶）を弾いたことなどが記されている（三八九～三九〇頁）。また、説話集にも相撲の様子が描かれているものがあり、平安末期成立の『今昔物語集』の巻第二十三「大学衆試相撲人成村語第二十一」「相撲人海恒世会蛇試力第二十二」「相撲人私市宗平投上鬮語第二十五」や、鎌倉時代初期成立だが『古今著聞集』の巻第十一「相撲強力第十五」などは、平安時代の相撲の実態をよく

伝えていられる。

(3)「中宮」は天皇の正妻のこと。后、皇后とも呼ぶ。本稿では引用を除き、后という表現に統一した。なお、天皇の妻の「妃」(内親王が任命される)と区別するために、天皇や皇太子の妻を総称する際には「皇妃」という表現を使用している。

(4)「相撲司の標所」について、吉田早苗氏は以下のように説明している。相撲司の主たる役割の一つは、左右の方のシンボルである標しほを製作し、それを中核とした行列を構成し、儀式の場に入場することであった。標とは山形に中国風の飾りを施した構築物で、大嘗会の際に齋場から式場まで進む悠紀・主基の行列の中心で引かれる標と類似している。

(吉田早苗「平安前期の相撲節」『国立歴史民俗博物館研究報告』七十四号、一九九七年三月)

(5)『うつほ物語』には、第十一巻「内侍のかみ」に準備から儀式までの様子が、第一巻「俊蔭」かえりあるしに還饗の様子が詳しく描かれている。

(6)「椅子」とは、現代の椅子いすのような形状の座具で、角田文衛監修『平安時代史事典』(角川書店、一九九四年)では次のように説明されている。

座具の一。(b)『名目抄』に「初任公卿著座之時、撰吉日作之、令立序也」と載せ、公卿により用いられたことが知られる。四角、四脚で左右に肘をかける勾欄があり、後ろには鳥居形

の背もたれが付けられており、坐所には茵が敷かれた。『延喜木工寮式』に大椅子(高さ一尺三寸(約四〇セ)、幅二尺(約六〇セ)、奥行一尺五寸(約四六セ))と小椅子(高さ一尺三寸、幅一尺五寸、奥行一尺三寸)の場合の規定が掲げられている。(c)また天皇が用いる椅子は御椅子と呼ばれ、紫宸殿・清凉殿に常置され、前者は黒柿製、後者は紫檀製であった。東宮元服の際に用いられる御椅子については、『江家次第』一七に「……」との記載がある。なお幼帝の場合、御椅子の前には承足と呼ばれる高さ五寸(約一五セ)の足継ぎが置かれた。

(関口力「椅子」『平安時代史事典』) 関口氏は、椅子の使用者として、公卿、天皇、春宮をあげているが(傍線部bc)、親王や后、上皇(待遇)、勅使などに対しても椅子が使用されていたことを第三節で詳述する。

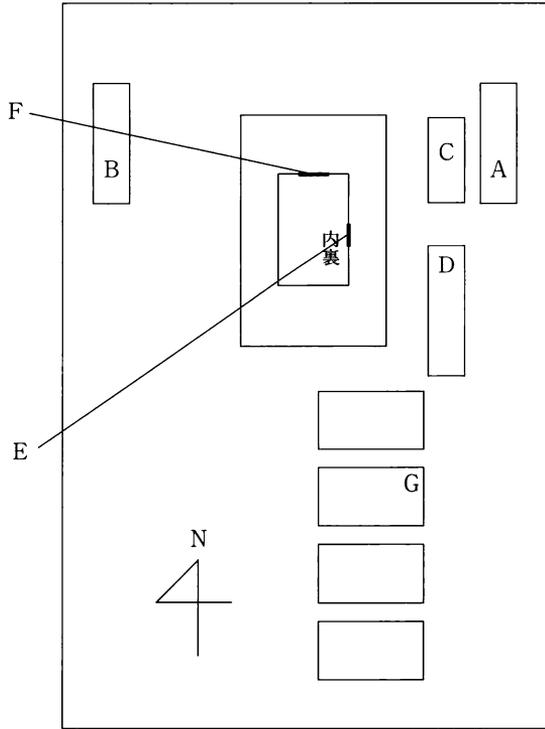
(7)拙稿「まかなひの女御」の虚構性―「内侍のかみ」巻の恋愛模様―(『うつほ物語と平安貴族生活』新典社、二〇一五年)では、女御が「まかなひ」を務めるという描写が史実に忠実ではないことを史料から検証した。

(8)大日方克己「相撲節」(『講談社学術文庫 古代国家と年中行事』講談社、二〇〇八年)。

(9)左右近衛府の位置は以下の【大内裏略図】のABの位置である。

【大内裏略図】

A 左近衛府 B 右近衛府 C 職御曹司 D 外記序



E 建春門 F 玄輝門 G 朝所  
 (10) 調査対象とした文献は以下の通り。引用も以下の本による。

- ・『貞信公記』『九曆』『御堂関白記』『小右記』…東京大学史料編纂所編『大日本古記録』（岩波書店）
- ・『吏部王記（増補）』『権記』…史料纂集（統群書類従完成会）

(11) 「椅子」は、底本では「はし」としか読めないが、「簀子に立てる」ことが可能で、「は」と字形が類似しているものとして、「椅子」に校訂する諸注釈書に従う。

(12) 『延喜式』…新訂増補 國史大系（吉川弘文館）

(13) 『枕草子』「故殿の御服のころ」では、一条天皇の後の定子が父の道隆の喪に服し、太政官庁の朝所に移っていた時に、定子の女房がわざわざ左衛門の陣（建春門）のあたりまで行き、悪ふざけをして、公卿（上達部）の座る椅子にのぼったことが書かれている（傍線部 d e）。

(d) 左衛門の陣まで行きて、倒れさわぎたるもあめりしを、「かくはせぬ事なり。(c) 上達部のつきたまふ椅子などに、女房どものほり、上官などのある床子どもを、みなうち倒しそこなひたり」など、くすしがる者どもあれど、聞きも入れず。

(14) 『枕草子』「故殿の御服のころ」二二八四頁  
 左衛門の陣の向かいの外記序であり、外記序の椅子に女房たちはのぼったと考えられる（注9 【大内裏略図】参照）。

注6の傍線部 b にも引用されている『名目抄』（洞院実熙著、十五世紀）の「初任公卿著座之時、撰吉日作之、令立序也」という記述によると、公卿は新任の際に椅子を新調する慣習であった。『名目抄』は室町前期成立の有職故実書だが、このことが平安中期にも行われていたことは、傍線部夕に雨が降ったために新しい椅子

は使用しなかったと記載されていることから確かめられる。

- (15) 玄輝門、職御曹司しきのみせうしは、ともに大内裏の中にある(注9)【大内裏略図】参照。

- (16) 正月二日に群臣が後宮(＝后・皇太后)と春宮に拝賀した後に行われる饗宴のこと。

- (17) 「古代の宮殿の室内」(『室内と家具の歴史』中央公論社、二〇〇五年)

- (18) 平安中期の史料・文学作品に加えて、平安後期の歴史物語を対象とした。使用した古記録は注10に同じ。

- (19) 左近中将が右近衛府の勝利の際に演奏するのは不自然であるという理由から、〈岩波大系〉〈角川文庫〉は「右近」に校訂する。「左近」のままに解釈するもののうち、〈新全集〉は「左近中将は、参議兼帯の仲忠と涼。自身の配下ではないが、左方の楽には、音楽に堪能な二人の中将もぜひ加わってほしいという兼雅の希望を述べたか。」「すべての対戦が終了し、勝数の集計結果が帝に奏上されたのち、左右が互いに奏する楽のこと」としており、相撲節当日の演奏のことと解釈している。しかし、この部分は還饗について語る文脈の中にあることに加えて、仲忠は左近衛府所属だが、自邸で行われる饗宴で演奏する分には不自然ではない。したがって、この部分は還饗の余興として行われる相撲の勝負に対して行われる演奏と解釈した。

- (20) 右大将側は還饗のために準備したものを、別の用途―北の方の尚侍

就任の饗宴―に使用していくことになる(同 2二六五～二六六

頁)

- (21) 注7参照。

- (22) 仮名文学・古記録については、注10・18参照。調査対象とした有職故実書は以下の通り。引用も以下の本による。

・『西宮記』『北山抄』『江家次第』：改訂増補故實叢書(明治図書)

- (23) 『後二条師通記』『中右記』は一条朝以降の古記録ではあるが、参照した。調査には東京大学史料編纂所『大日本古記録』(岩波書店)を使用した。

\*本稿は二〇一二年に東京大学に提出した博士論文『「うつほ物語」と平安貴族生活―歴史と風俗の視点から―』【第Ⅲ部】年中行事 第三章「相撲節の虚構―左大将家での準備・椅子の使用―」に加筆・増補したものである。